(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学理工学部の組織に関する規程(平成29年理工学部規程第4号) 第7条の規定により、大分大学理工学部に設置する大分大学理工学部就職委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

- 第2条 委員会は,関係事務の適正円滑な運営を図るため,次の各号に掲げる事項について企画, 連絡及び調整を行い,並びに審議する。
 - (1) 学生の就職に関すること。
 - (2) その他学部長が必要と認める事項

(構成)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) プログラムの就職担当教員 各1人
 - (2) 事務長
 - (3) その他学部長が必要と認める者
- 2 前項第1号及び第3号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

- 第4条 前条第1項第1号及び第3号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務 を代行する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席者した委員の過半教をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

- 第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他 やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があ ると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。
- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」 とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の 委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、理工学部事務部学務係において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年理工学部細則第3号) この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年理工学部細則第5号) この細則は,令和5年4月1日から施行する。